

クレーン車「働き方改革」にご協力をお願いいたします

要望事項

— 作業当日の回送を伴うすべての自走式クレーン車 —

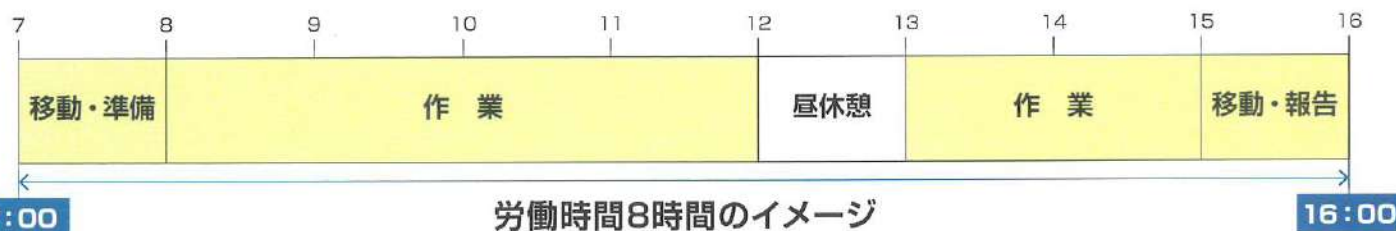
作業時間変更

基本作業時間 **8:00~15:00**

基本作業時間に合わせた工期見直し

2024年4月1日 建設業の「働き方改革」スタートです

未来の建設業を守るためにご理解ご協力をお願いいたします



クレーン車は移動も労働時間なんです

ハイ、私たちは車庫から出て戻るまでが仕事なんです



時間外労働の上限規制を遵守できるよう施工計画へのご配慮をいただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

新たな時間外労働規制・罰則付き

(厚生労働省 労働基準監督署説明パンフレットから)

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

〔臨時的な特別の事情がある場合の上限〕

1. 時間外労働が年720時間以内
2. 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
3. 時間外労働と休日労働の合計について、2~6ヵ月平均80時間以内
4. 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

